



平成 21 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 内外トランスライン株式会社
代表者名 代表取締役社長 戸 田 徹
(コード番号：9384 東証二部)
問 合 せ 先 取締役執行役員 常 多 晃
経 営 管 理 部 長
(TEL 06-6260-4800)

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 20 日開催の取締役会において、平成 21 年 3 月 26 日開催予定の第 29 期定時株主総会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

- (1) 周知性の向上及び手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、合わせてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。(変更案第 5 条)
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第 8 条、第 9 条第 2 項、第 12 条第 3 項、第 13 条)ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
 - ② 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第 10 条、第 12 条第 3 項)

③ その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第6条～第7条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u> 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 2. <u>当社は、前条の規定にかかわらず単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すことを当社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときはこの限りではない。 2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第6条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第10条 (現行どおり)</p>

<p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定めこれを公告する。 3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。</u>以下同じ。）株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第13条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録簿の管理、その他株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第14条～第46条 (条文省略)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定めこれを公告する。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第12条 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第13条～第45条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u> 第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会	平成21年3月26日(予定)
定款変更の効力発生日	平成21年3月26日(予定)

以 上